

## 令和 8 年度インバウンドを対象とした湖北で「びわ活」体験事業業務委託仕様書

### 1 事業目的

琵琶湖をとりまく自然環境や、その保全をはじめとしたさまざまな活動（以下「びわ活」という。）は、国際的に見ても意義深く、学びや気づきを提供できるものである一方、観光コンテンツとしては、十分に活用されているとは言い難い現状にある。

また、琵琶湖の環境保全を将来にわたり持続的に推進していくためには、県民の環境保全意識の向上に加え、琵琶湖に関わる人々がその価値や背景を正しく理解し、共感を持って関与する関係人口の拡大を図ることが重要である。

このため、本事業では、豊かな自然環境や水に根ざした暮らし・文化が色濃く残る滋賀県北部地域（長浜市、高島市、米原市）において、インバウンド向け旅行商品の造成に携わるランドオペレーター等を対象に、モニターツアーを実施する。本ツアーを通じて、県北部地域の資源や「びわ活」を、観光の視点から体験・理解してもらうとともに、旅行商品の造成を念頭に置いた実践的な学びの機会を提供する。

これにより、「びわ活」や県北部地域資源を活用したインバウンド向け旅行パッケージの具体的なアイデア創出を促進し、環境と調和した新たな観光コンテンツの造成につなげることを目的とする。

「びわ活」とは

「びわ湖の日」（7月1日）から「世界湖沼の日」（8月27日）までを重点期間とした、琵琶湖を守る、琵琶湖と暮らす、琵琶湖と親しむといった琵琶湖に関わるさまざまな取組や活動をいう。（滋賀県「びわ活」掲載ページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/biwakatsu/about/index.html>）

### 2 契約期間

令和 8 年（2026 年）5 月 1 日（金）から令和 8 年（2026 年）11 月 20 日（金）まで

### 3 業務委託内容

「1 事業目的」を達成するために実施する「湖北で『びわ活』体験事業（以下「モニターツアー」という。）について次の(1)～(3)の業務を委託する。本業務の実施に当たっては、県と調整しながら進めること。

なお、次に掲げる業務内容については、最低限の事項を示したものであり、受託者の企画提案に応じ調整を行うものとする。また、これらの業務の遂行において通常必要となる一般管理業務を含むものとする。

#### (1) モニターツアーの企画・募集・運営について

##### ア 開催時期

令和 8 年 8 月中旬から 9 月中旬の期間で 1 泊 2 日のモニターツアーを想定

イ 開催場所

滋賀県北部地域（米原市、長浜市、高島市）

ウ 参加対象者・人数

対 象 者：旅行会社に勤務するランドオペレーター等、インバウンド向け旅行商品の造成に携わる事業者

人 数：20名程度 ※1社あたり3名を限度とする。

エ 参加者募集

モニターツアー開催にあたっては、開催のおおよそ2か月前を目安に、発注者と十分に調整の上、参加対象者に対してモニターツアーの実施について案内し、参加者の募集を開始すること。

また、参加者の募集にあたっては、チラシや申込フォームを作成するなど、申込のしやすさを考慮した募集方法を実施すること。

オ 参加費および参加要件

原則として、モニターツアーに係る参加者の費用負担は生じないものとする。

なお、参加者は、ツアー終了後に実施するアンケートに回答することを参加要件とする。アンケートの内容については、委託業者と県が協議のうえ作成するものとする。

カ インバウンドニーズの反映

参加対象者が参加したくなるような魅力的な内容を提案すること。特に、インバウンド向け旅行パッケージの造成につながることを念頭に、県北部地域資源や「びわ活」を観光の視点から体験・理解できる構成とすること。

※「びわ活」の体験は、自然体験のみならず、湖魚料理や水に関わる文化・生業なども含む。

キ 地域資源の積極的活用

県北部地域のオーベルジュをはじめとする宿泊施設、食、文化、自然等の地域資源を積極的に活用した内容とすること。

ク 学習要素の確保

単なる娯楽を目的とするのではなく、適宜、講師等による解説を行うことにより、琵琶湖をとりまく自然や水を大切に暮らして学ぶことができる内容を提案すること。

また、解説の際には「びわ湖の日」や「びわ活」等についても触れること。

ケ 運営および各種手配・調整

参加者の移動手段（ツアー中だけでなく開催場所までの移動も含む）、訪問先、体験内容、食事および宿泊場所の手配等、モニターツアーの実施に必要な準備を行うこと。

また、本委託業務のスムーズな進行のため、必要に応じて、県庁各課や市町、関係団体等との連絡・調整・協議を行うこと。

#### コ 実施体制

事業を実施するにあたり、サポートスタッフを配置するなど、適切な人員配置を行うこと。また、モニターツアー中は、旅程管理を行うことができる者が同行する体制を確保し、必要があれば通訳者の手配も行うこと。

#### サ 安全管理

参加者は、活動期間中における事故等に対応可能な旅行傷害保険に加入することとし、当該保険は、死亡・後遺障害、入院および通院を補償内容に含むものとする。

#### シ その他

(ア) 運営体制図を作成し、事業実施時の指揮系統を明確にしておくこと。

(イ) 開催記録を残すため、開催状況が把握できるように写真撮影を行うこと。

(ウ) その他開催にあたって必要となる業務を全て包括して実施・対応すること。

(エ) 感染症の感染拡大や災害等により業務の実施が困難となる場合には、中止する業務の実施に必要な経費に相当する代替事業の提案、見積書の再提出を行い、県と協議の上、可能な限り実施することとする。

ただし、代替事業についても必ず内容に「県北部地域資源の活用」および「びわ活」の要素が含まれるよう提案すること。

(オ) 代替事業を含め、事業を実施できなかった場合は、県と協議の上、当該事業にかかる費用を契約金額から減額する。

### (2) アンケートの実施

参加者に対するアンケート調査を行い、集計・分析を行うこと。なお、アンケート内容は、実施前に発注者のチェックを受けるとともに、確実に全てのアンケートを回収できる手段を講じること。

### (3) 実績報告書等の提出

業務完了後は速やかに、下記に示す書類等を提出すること。

#### ア 実績報告書

本事業の実施内容および結果を取りまとめた実績報告書を提出すること。実績報告書内には次の事項を必ず含めること。

(ア) 参加者による本ツアーに対する評価等（アンケート結果含む）

- (イ) 本事業を実施する中で明らかとなった課題
- (ウ) 今後の波及的な横展開・効果検証に関する考察

イ 成果物

本事業の実施過程において作成・取得した成果物を提出すること。特に、次の資料は必ず提出すること。

- (ア) 開催状況の様子を伝える写真

## 4 留意事項

### (1) 一般事項

- ア 県は業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- イ 受託者は、当該受託業務について業務責任者を置き、県との協議に出席させるものとする。また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うものとする。
- ウ 業務責任者については、本業務の終了まで主たる担当者として業務を行える者に限る。
- エ 業務履行に際し、他の者の著作物を利用する場合は必ず許諾を得ること。著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、滋賀県に不利益が生じないよう、受託者の責任と負担において一切の処理を行うこと。
- オ 業務の遂行にあたっては、関係法令および適用基準等を遵守するものとする。
- カ 採用された企画案でも、業務の目的達成のために協議の上内容の変更を行うことがある。
- キ その他、当該事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので、この仕様定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ク 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- ケ 受託者は、受託業務に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間これを保存するものとする。

### (2) 秘密保護・個人情報保護

- ア 受託者は、滋賀県個人情報保護条例および個人情報保護法等の関係法令を遵守するものとする。
- イ 委託業務の遂行上知り得た秘密や個人情報を他に漏らし、または、その他の目的に利用してはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。  
また、成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

ウ 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。

(3) 再委託

ア 受託者は当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、受託者は、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（再委託）ができる。

イ 当該業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提示し、承認を得ること。ただし、業務責任者の再委託は認めない。

ウ 県は受託者に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。

エ 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。